

消費者庁 消費税転嫁阻害表示調査員募集要項

消費税の転嫁を阻害する表示に関し、消費者の立場から消費者庁表示対策課の仕事に協力していただく「消費税転嫁阻害表示調査員」を募集しています。

【仕事内容】 消費税の転嫁を阻害する表示についての報告（専用の報告用のサイトを利用します。当該サイトの使い方は研修会で説明いたします。）、研修会への出席（年1～2回（平日、2～3時間程度を予定））、消費者庁表示対策課が依頼する調査等の協力

【募集人数】 関東甲信越地区で年間50名

【任期】 令和2年4月1日から令和3年3月末（1年間）

【応募資格】 以下の3つ全てを満たす方

- ① 20歳以上の方（学生可）
- ② 任期の期間関東甲信越地区（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）に在住できる方
- ③ 自宅で日常的にインターネットを利用できる環境の方で、かつ、パソコンの電子メールアドレスをお持ちの方。最新のコンピューター・ウイルス対策を備え、パソコンを利用できる方。

【応募方法】 郵便はがき又は封書に、次の事項を記載の上、下記の宛先に郵送してください。

- (1) 郵便番号・住所
- (2) 氏名（ふりがな）
- (3) 電話番号
- (4) 電子メールアドレス（携帯電話不可）
- (5) 年齢
- (6) 性別
- (7) 職業（例：会社員、専業主婦、パート）
- (8) 家族構成（同居家族）／続柄、年齢（例：夫40、子9）
- (9) 最寄り駅（例：〇〇線□□駅）
- (10) 御自宅から最寄り駅までの所要時間（例：バス△分（〇〇交通◇◇停留所から、徒歩△△分））
- (11) 応募理由（150文字程度）

【宛 先】〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階
消費者庁表示対策課 消費税転嫁阻害表示調査員担当

【応募締切】令和2年3月27日（金）（消印有効）

【注 意】 応募いただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従い厳正に扱います。なお、応募書類は返却いたしません。あらかじめ御了承ください。

【選考結果】 「令和2年度 消費税転嫁阻害表示調査員」になっていただく方には、令和2年4月上旬に応募者御本人に通知（郵送）いたします。採用されなかった方には御連絡差し上げません。あらかじめ御了承ください。

【謝 礼 等】 謝礼として、年額10,000円のお支払いを予定しております（謝礼は活動年度終了後に、振込の方法によりお支払いいたします。）。

ただし、研修会に出席されなかった場合、情報等の提供が規定の数に満たなかった場合には、消費者庁の規定に基づき減額いたします。

研修会の出席に要する費用は、前記謝金とは別にお支払いいたします。

情報等の提供に要する送料は消費者庁が負担します。

【そ の 他】 「令和2年度 消費税転嫁阻害表示調査員」になっていただく方には、守秘義務等に関する誓約書を交わさせていただきます。あらかじめ御了承ください。

【問い合わせ先】 消費者庁 表示対策課 消費税転嫁阻害表示調査員担当

電話（03）3507-8800（大代表） 内線：2554、2371